

# ISO14001規格の要求する「法的その他の要求事項」の特定から 「著しい環境側面」決定までのプロセスに関する一考察 — 桐生短期大学の環境管理システムを事例として —

## Decision-making Process of "the Significant Environmental Aspects" Considering the "Legal and other Requirements" in Kiryu Junior College's EMS (ISO14001)

橋爪 博幸

### はじめに

2004年11月発行のISO14001国際規格改訂版(第2版, 以下ISO14001:2004と表記)では, 旧版に比べいくつの変更点が挙げられる。このうち「製品」「活動」「サービス」のいずれからも環境側面を抽出することに変更された点について昨年の紀要で触れたが<sup>1)</sup>, その他にも数点, 考慮せねばならない変更が加えられている。

そのひとつに「法的その他の要求事項」に関する記述がある。旧版ではこの要求事項を「参照する手順を確立し, 維持」することが規格に記されているだけであったが, 改訂版ではこれを「環境側面にいかに結びつけるかを決定」し, 同時に「環境管理システム」(Environmental Management System, 以下, EMSと表記)を築く時に「確実に考慮する」ことが求められている<sup>2)</sup>。ISO14001:2004の補足説明書には「著しい環境側面の決定」に際して, 「あてはめることのできる法的要求事項」を考慮すべきだとする付言もある<sup>3)</sup>。改訂版規格書をみると, 「法的その他の要求事項(4.3.2)」という一項目が載るだけでなく, 「適用範囲(1)」をはじめ「環境方針(4.2)」「目的, 目標及び実施計画(4.3.3)」「順守評価(4.5.2)」「マネジメントレビュー(4.6)」それぞれにおいて, これに関連する記述がある。総じて改訂版では, 「著しい環境側面」と並んで, 「法的その他の要求事項」への言及が増し, EMSを立ち上げ運営していく際に欠かせない事項となっている。

そこで本稿では, 桐生短期大学の環境管理システムをもとに, まずこの「法的その他の要求事項」の一覧表を作成し, これをEMSのなかに有機的に組み込んでいく。より具体的には「法的その他の要求事項」と「環境側面」とを対応させて一覧表にする作

業を行う(方法ならびに結果(1)~(4))。また当短大で行われている環境影響評価についても触れる。

つづいて, 当短大の生活科学科における活動に着目して, 「法的その他の要求事項」を考慮したうえで「著しい環境側面」を特定する試みへと移る(考察(1)(2))。この際, 生活科学科での教育・研究活動を踏まえ, それぞれ「環境側面」と対応する, 「製品, 活動, サービス」の表, 「法的その他の要求事項」の表, さらには環境影響評価表という順に, 3つの表をひとつにまとめて鳥瞰的に見ることができるよう編成し, そこから「著しい環境側面」を決めることを試みる。蛇足ながら最後に, 「法的その他の要求事項」も含む今回の「著しい環境側面」を決定するプロセスを念頭におきつつ, 生活科学科独自の環境目的・目標をひとつの提案として示すことにしたい(結語)。

### 方法ならびに結果

#### (1) 「法的その他の要求事項」の特定

ISO14001:2004では「法的その他の要求事項」について, これを「特定し, 維持する」手順を確立し, 実施しつづけることが必要とされている。このうち「法的要求事項」について当短大では, 環境管理委員が, 毎年発行される『環境六法』その他関連書籍や省庁からの通知, インターネットでの検索, 県庁や地方自治体の窓口にお問い合わせること等により情報を集め, 委員会で審議, 環境管理責任者の承認を得て「法的要求事項の調査・登録表」にまとめられる。「その他の要求事項」については環境管理委員が学内やその他のコミュニケーションを通じて情報を入手し, 委員会で審議後, 責任者の承認を得て「その他の要求事項の調査・登録表」に記録される。この方法により「法的その他の要求事項」の調査・登録一

表1 「法的その他の要求事項」の調査・登録一覧表

| 項目        | 法的その他の要求事項(調査結果)                          | 法規・条例※1 | その他(自主基準)※2 | 製品、活動、サービスとの関連※3 |
|-----------|---|---------|-------------|------------------|
| 環境保全      | 環境基本法                                     |         |             | ○                |
|           | 群馬県環境基本条例                                 |         |             | ○                |
|           | 群馬県の生活環境を保全する条例                           |         |             | ○                |
| 教育・研究情報公開 | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律             |         |             | ○                |
|           | 環境教育にかかわる数値目標                             |         |             | ○                |
|           | 環境研究にかかわる数値目標                             |         |             | ○                |
|           | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 |         |             | ○                |
| 廃棄物       | 廃棄物処理法                                    |         |             | ○                |
|           | 可燃性廃棄物量の上限定額                              |         |             | ○                |
| 再資源化・再利用  | 循環型社会形成推進基本法                              |         |             | ○                |
|           | 容器包装リサイクル法                                |         |             | ○                |
|           | 資源有効利用促進法                                 |         |             | ○                |
|           | 家電リサイクル法                                  |         |             | ○                |
|           | グリーン購入法                                   |         |             | ○                |
|           | 食品リサイクル法                                  |         |             | ○                |
|           | 建設リサイクル法                                  |         |             | ×                |
| 化学物質      | 自動車リサイクル法                                 |         |             | ○                |
|           | 毒物及び劇物取締法                                 |         |             | ○                |
| エネルギー     | 群馬県化学物質環境安全管理指針                           |         |             | ○                |
|           | エネルギーの使用の合理化に関する法律                        |         |             | ○                |
| 温暖化       | 地球温暖化対策の推進に関する法律                          |         |             | ○                |
|           | 大気  |         |             | ×                |
| 排水        | 大気汚染防止法                                   |         |             | ○                |
|           | 自動車Nox・PM法                                |         |             | ○                |
|           | 水質汚濁防止法                                   |         |             | ○                |
|           | 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(群馬県)       |         |             | ○                |
|           | 浄化槽法                                      |         |             | ○                |
| 騒音・振動     | 排水に関する自主基準                                |         |             | ○                |
|           | 騒音規制法                                     |         |             | ×                |
| 悪臭        | 振動規制法                                     |         |             | ×                |
|           | 悪臭防止法                                     |         |             | ×                |
| 消防        | 消防法                                       |         |             | ○                |
| 安全        | 労働安全衛生法                                   |         |             | ○                |

※1 法的要求事項に関して、市町村合併で新しく誕生したみどり市のもの、現在作成中ということで該当するものがない。

※2 その他の要求事項について当短大では「自主基準」「地域協定」の2つを定めているが、後者については現在のところ該当するものがなく、自主基準のみとなっている(桐生短期大学:環境管理文書類集, 4, 2005)。

※3 ここで×のついた理由について補足すると、騒音・振動規制法、悪臭防止法についてはそれぞれ基準値が定められているものの明らかに基準を超えるような活動がないためである。大気汚染防止法についても同様。建設リサイクル法についても該当する活動がない。

覧表ができる(表1)。ところで、今回は「法的」「その他」という区分も踏まえながら、いくつかの項目ごとに分類した調査・登録表に再編成して、これを掲げた<sup>4)</sup>。

加えて「法的その他の要求事項」が組織の「製品」「活動」「サービス」と関係する法規か、そうでないものかを取捨選択していくのだが、法規のなかで明らかにあてはまらないものについて表1では「製品、活動、サービスとの関連」という記入欄をつくり○×で要・不要の区別を示した。○のある要求事項が組織における「法的その他の要求事項」として登録される。×のついた法規については、以下「環境側面」との関連等を考えていかなくてよいであろう。ただし、これらの調査及び登録は、年に一度、環境影響評価を実施するとき併せて行われることになっているので、継続的に見直しを行い、新たに法規が加えられたり、今回は×がついていても場合によ

ては○のつく法規となったりする場合もでてくるであろう。

## (2)「環境側面」との関係

つづいて、「法的その他の要求事項」と「環境側面」とがいかに関連するかを示す表を作成した。

ISO14001:2004では、これら2つをいかに関連づけるかを定めるようにと記されており、このような一覧表にすることで容易に両者の関係を示すことができる(表2)。なお、表の右には環境側面と関係する事項を記入する欄を設けた。

## (3) 環境影響評価

環境側面と、環境影響との因果関係についてはそれぞれを縦横に並べることでひとつの表にまとめられる(表3)。縦軸に環境側面の項目を、横軸には当短大の「環境影響評価要領」にある①～⑬の環境影響項目<sup>5)</sup>を並べることで完成する。なお今回は、個々の因果関係を矢印で入れたが、これはあくまでも一例として記入を試みたものと捉えていただきたい。

## (4)「環境側面」を縦軸としたときの複合的な連関

ここからの作業はすこし複雑になる。「法的その他の要求事項」と「環境側面」の対応だけでなく、「活動、製品及びサービス」と「環境側面」との対応、そして環境影響評価も考慮し、「環境側面」を縦軸にした複合的な一覧表を示していく。この際、必要となる表は、昨年の紀要に掲載した「製品、活動、サービスと、環境側面との対応表」<sup>6)</sup>、上記(2)(3)で触れた表2と表3である。いずれも「環境側面」との対応が示されているので、これを縦軸にとり、横軸には「製品、活動、サービス」、「法的その他の要求事項」、「環境影響」を上から順に並べて掲げていく<sup>7)</sup>。

より具体的に把握するために、当短大の生活科学科の教育・研究活動を例に説明をつづけることにしたい。最初に、生活科学科での「製品、活動、サービス」をピックアップし、「環境側面」との対応を確認する。次に「法的その他の要求事項」の特定、その「環境側面」との対応をみていき、環境影響評価の実施へと進む(表4)。なお、表2、表3に示される環境側面のうち「感染性廃棄物」についてはおもに看護学科で発生するためこれを取り除き、表4では代わりに「廃油」という項目を加えた。これは生活科学科の調理の授業等で排出される使用済食用油のことで、当短大ではこの廃油を業者に引き取ってもらい、石鹸等の原料として活用してもらっている<sup>8)</sup>。

表4ではさらに、環境側面と関連して、教職員・外

表2 「法的その他の要求事項」と「環境側面」との関連

| 「法的その他の要求事項」の調査・登録一覧表 (表1) |   |        | 環境側面        |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       |                                     | 環境側面に関係する主な内容 |
|----------------------------|---|--------|-------------|----|--------|----|------|-----------|--------|------|------|--------|-------|-------------------------------------|---------------|
| 項目                         | 法的その他の要求事項 (調査結果)                         | 法規・発令等 | エネルギー・資源の利用 |    | 廃棄物の排出 |    |      | 物理的・心理的負荷 |        | 環境教育 | 環境研究 | 環境情報公開 | 大学の外観 |                                     |               |
|                            |   |        | 電力          | ガス | 印刷用紙   | 燃料 | 化学物質 | 可燃性廃棄物    | 不燃性廃棄物 |      |      |        |       | 生ゴミ                                 | 騒音・振動         |
| 環境保全                       | 環境基本法                                     |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 環境負荷の低減、国や自治体等の施策への協力               |               |
|                            | 群馬県環境基本条例                                 |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 良好な環境の保全に努め、県の施策に協力する責務             |               |
| 教育・研究・情報公開                 | 群馬県の生活環境を保全する条例                           |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 廃棄物発生等の抑制、資源のリサイクルの推進への協力           |               |
|                            | 環境教育にかかわる数値目標                             |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 環境保全に関する教育の推進                       |               |
| 廃棄物                        | 環境研究にかかわる数値目標                             |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 当短大で関連する環境関連科目において80%以上の学生出席        |               |
|                            | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 当短大の『概要』に環境研究関連論文を年2編以上掲載           |               |
| 再資源化・再利用                   | 廃棄物処理法                                    |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 事業活動に関連する環境情報の提供に努める                |               |
|                            | 可燃性廃棄物の上限設定                               |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 廃棄物の適正な分別や管理、管理票の交付や保管等             |               |
| 化学物質                       | 循環型社会形成推進基本法                              |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 前年度の排出量を越さない                        |               |
|                            | 容器包装リサイクル法                                |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 製品の長期使用、循環資源の適正な分別・回収に協力            |               |
| エネルギー                      | 資源有効利用促進法                                 |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 包装資材の廃棄物を抑制、適正な分別収集                 |               |
|                            | 家電リサイクル法                                  |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | パソコンの適正な引き渡し、製品の長期使用、再生資源・部品の使用促進   |               |
| 大気                         | グリーン購入法                                   |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 冷蔵庫等の適正な引き渡し                        |               |
|                            | 食品リサイクル法                                  |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | コピー用紙等についてできるだけ環境物品を購入する            |               |
| 排水                         | 建設リサイクル法                                  |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 食品廃棄物発生等の抑制、再生利用により得られた製品の利用        |               |
|                            | 自動車リサイクル法                                 |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 自動車の長期使用、リサイクルに配慮して作られた自動車の使用       |               |
| 騒音・振動                      | 毒物及び劇物取締法                                 |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 業務用製品の塗料・粉末を防ぐ措置、飛散・流出を予防する措置をとること等 |               |
|                            | 群馬県化学物質環境安全管理指針                           |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 特別管理物質による汚染の予防、安全管理を適切に行うことが求められる   |               |
| 安全                         | エネルギーの使用の合理化に関する法律                        |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 省エネルギー、エネルギー効率のアップを図る               |               |
|                            | 地球温暖化対策の推進に関する法律                          |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 京都議定書を踏まえ温暖化への対策を推進する               |               |
| 安全                         | 大気汚染防止法                                   |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 排気ガスに含まれる窒素酸化物及び粒子状物質排出抑制に努める       |               |
|                            | 自動車Nox・PM法                                |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 排水における汚染状態の測定、結果の記録                 |               |
| 安全                         | 水質汚濁防止法                                   |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 排水のBOD、COD、浮遊物質量にかかわる許容限度           |               |
|                            | 水質汚濁防止法第三條第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(群馬県)       |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 浄化槽の点検、水質検査義務                       |               |
| 安全                         | 浄化槽法                                      |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | PH、BOD、COD等の基準値                     |               |
|                            | 排水に関する自主基準                                |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       |                                     |               |
| 安全                         | 騒音規制法                                     |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 遊戯機等の設置、防火管理者の選任・届出等                |               |
|                            | 振動規制法                                     |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       | 労働者の安全と健康の確保                        |               |
| 安全                         | 悪臭防止法                                     |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       |                                     |               |
|                            | 消防法                                       |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       |                                     |               |
| 安全                         | 労働安全衛生法                                   |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       |                                     |               |
|                            |   |        |             |    |        |    |      |           |        |      |      |        |       |                                     |               |

表3 環境影響評価表 (環境側面については表2に同じ)

| 環境側面 |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | 環境への影響 (良いことも含む) |
|------|---|---|---|---|--|---|---|---|--|---|---|------------------|
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ①悪臭の発生           |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ②酸性雨             |
| →    | → | → | → | → |  |   |   |   |  |   |   | ③地球の温暖化          |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  | → | → | ④土壌汚染            |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ⑤地下水汚染           |
|      |   |   |   |   |  | → | → | → |  |   |   | ⑥感染性廃棄物の増加       |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ⑦一般廃棄物の増加        |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ⑧森林の減少           |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ⑨天然ガス資源の減少       |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ⑩石油の減少           |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  | → | → | ⑪大学のイメージ向上       |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  | → | → | ⑫大学構内の美化         |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  |   |   | ⑬学内での事故防止        |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  | → | → | ⑭研究活動の活性化        |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  | → | → | ⑮環境問題に関する意識の向上   |
|      |   |   |   |   |  |   |   |   |  | → | → | ⑯環境問題に役立つ人材の育成   |

部関係者の関心事について注記する「コミュニケーション」という項目を設けた。同時にそこには当短大で独自に設けた資格「環境マネジャー」に関する新聞報道をあてはめ<sup>9)</sup>、環境側面としてこれは「環境教育」に相当するので該当するところにチェックを入れた。また、いちばん下に「著しい環境側面」を明示する欄も付け加えた。

考 察

(1) 「著しい環境側面」決定の一方法

環境に関する規格書であるISO14001:2004においては、「著しい環境側面」を決定することが要求されている。これは環境に著しい影響を与える、もしくは与える可能性のある環境側面のことである。また「著しい」と判断する基準は相対的なものであり、組織ごとに決めるのでよいことになっている<sup>10)</sup>。

ここでの考察は、表4を活用して、生活科学科における「著しい環境側面」の特定を試みる。ただし、

桐生短期大学の環境管理システムでは、規格の要求事項を満たしつつ、環境管理責任者が全教職員を対象とした環境影響評価の結果をもとに、得点の高い環境側面を「著しい環境側面」として特定する手順となっており<sup>11)</sup>、じっさいには各学科で「著しい環境側面」を特定するという手順で行われているわけではない。よって以下の考察は、かりに各学科で独自に「著しい環境側面」を定めるという手順を踏むとするなら、という仮定のもとに「著しい環境側面」の抽出を進めていくことを記しておきたい。

さて、ISO14001:2004の規格には「著しい環境側面」を決める際、次のa~cの点を考慮することという但し書きがある。つまりそれらは、a) 「環境に関する基準 (影響の大きさ・重大さ・継続の時間、環境側面の型・サイズ・頻度)」、b) 「あてはめることのできる法的要求事項 (許可を必要としたり、規制となっていたりする排出・放出の制限)」、c) 「組織の内部・外部関係者の関心事 (組織の価値を左右す

る、たとえば対外的なイメージ、音や匂い、外見上の劣化など」の3点である<sup>12)</sup>。

これらa～cについて、表4との対応を考えると、それぞれ「製品、活動、サービス」に関連する環境側面の内容、「法的その他の要求事項」に付随して記された内容、「コミュニケーション」で記された内容が相当すると考えてよいだろう<sup>13)</sup>。つまり表4をもとにして「著しい環境側面」の特定が可能となる。

## (2) 生活科学科における「著しい環境側面」

生活科学科を例にして「著しい環境側面」を決定するなら、ひとつの考え方として、「化学物質」「廃油」「生ゴミ」「環境教育」以上4つの環境側面が抽出されるかもしれない(表4の「著しい環境側面」の欄を参照)。

「化学物質」については、たとえば、実験で用いられるカリウムやナトリウムは、毒物及び劇物取締法で劇物、消防法で危険物第3類に分類され、盗難・紛失等の予防措置をとること等が義務づけられており、とくにこうした法規制がかかるという点で「著しい」と判断される<sup>14)</sup>。

「廃油」「生ゴミ」については年間の排出量がそれぞれ1307.91kg, 103.97kg(いずれも2005年10月～2006年9月の合計)となっており、これらは廃棄物量として無視できないほどの重量と判断されるだろう<sup>15)</sup>。

「環境教育」については、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律」で、これを進んで行うことが国民の責務となっており<sup>16)</sup>、当短大では「環境教育」に関して独自に数値目標も掲げている<sup>17)</sup>。また表4に設けた「コミュニケーション」の欄で触れたとおり、当短期大学の「環境教育」についてその独自性が評価されている。これだけでも「著しい」と判断する際に十分な材料であると考えられよう。

なお、以上4点の環境側面を「著しい」と決定する今回の試みは、あくまでもひとつの考え方にすぎないこと、決定の方法は他にもありうることをここに記しておきたい。

## 結 語

桐生短期大学では2006年9月に、3度目のISO14001認証の審査(維持審査としては2度目)を終了したが、これまで当短大では、環境管理システムのなかで「著しい環境側面」の決定、そのあとにつづく環境目標・目的の設定まで環境管理委員会が主導して行ってきた。この方法はISO14001:2004の規格に合致す

るのみならず、このシステムにより、これまで可燃性廃棄物削減等で、かなりの成果を挙げている。

今回は、生活科学科の活動に着目して「著しい環境側面」を抽出したが、ここからさらに生活科学科で独自の環境目的・目標を考えることも可能となるであろう。目的・目標の設定には「著しい環境側面」だけでなく「環境方針」等も考慮せねばならないため一概にこうであるとは言えないが、たとえば「著しい環境側面」とした「生ゴミ」について、生ゴミ処理機を活用した再資源化の試み、「化学物質」に関して、すでに行われている試薬の管理ならびに適正な廃棄手順の維持等が、生活科独自の環境目的として挙げられるかもしれない。

はやくも来年度には4度目の審査が控えているなかで、各学科において、独自の環境目的・目標を掲げ、目標達成のために行動しそれを維持していくことは、当短期大学の環境管理システムのなかで、プラスにこそなれ決してマイナスにはならないであろう。

## 謝 辞

浄化槽に関係する法規について当短大で浄化槽の管理をされている小坂功氏より情報提供を受けた。当短大の環境管理委員会のメンバー、そして生活科学科の諸先生方から種々の情報を提供していただきお世話になった。記して御礼申し上げる。

## 注

- 1) 橋爪博幸, 阿部康弘: 桐生短期大学「環境管理システム」における「活動、製品及びサービス」. 桐生短期大学紀要, 16: 125-128, 2005.
- 2) ISO14001: 2004, Environmental management systems— Requirements with guidance for use, 2nd ed., 5, 2004.
- 3) ISO14004: 2004, Environmental management systems—General guidelines on principles, systems and supporting techniques, 2nd ed., 13, 2004.
- 4) 項目の区分について、たとえば、1994年から環境活動方針を制定し今日まで環境活動に取り組み続けているセイコーエプソン(株)が発行した『環境報告書』には、「公害防止」「廃棄物」「土地建物」「化学物質」「大気温暖化」「エネルギー」「ガス」「防火」「グリーン調達」「労働安全」「法規制以外のもの」という独自の項目で「法規制その他の要求事項」が整理区分されている(セイコーエプソン株式会社本社事業所地球



環境部：環境報告書2003, 18, 2003).

- 5) 桐生短期大学：環境管理文書類集, 2, 2005.
- 6) 前掲注1), 127, 2005.
- 7) ISO14001：2004では、「環境側面 (4.3.1)」のなかで「著しい環境側面」の決定に触れているものの、「法的その他の要求事項」には言及されていない。そしてこれについては「環境側面」につづく「法的その他の要求事項 (4.3.2)」のなかで別記されている。この記述だけに頼ると「著しい環境側面」を決める際に「法的要求事項」を考慮する手順を踏まぬことになりかねない。そこで、ここではあえて「著しい環境側面」決定のプロセスに「法的その他の要求事項」を「製品、活動、サービス」の表と、環境影響評価表のあいだに挟み込んだ表の作成を試みた。ISO14001：2004の規格書について愚考するに、環境側面の決定→著しい環境側面の決定→法的その他の要求事項の決定となっている記述は、順序を一部入れ替えて、環境側面の決定→法的その他の要求事項の決定→著しい環境側面の決定という順番に変えたほうが、重大な環境側面の抽出に役立つのではなかろうか。
- 8) 桐生短期大学：廃油の管理・運用の手順書 (生活科学科環境管理手順書-2, 中島君恵作成), 2004.
- 9) これは当短大で開講する環境に関する科目を履修・単位取得し、家庭やアルバイト先等における環境管理システムをまとめて提出した学生に、桐生短期大学から独自に「環境マネジャー」の資格を与えるというもので、「上毛新聞」(2006.3.9付)や「桐生タイムス」(2006.3.16付)で記事として取りあげられた。
- 10) *ibid.*3), 13, 2004.
- 11) 桐生短期大学：環境管理マニュアル (第5版), 8, 2005.
- 12) *ibid.*3), 13, 2004.
- 13) 「著しい環境側面」を決定する際の留意点のうち、c) のなかでは組織において芳しくないことに触れられているが、組織によってはむしろこの点を逆に捉えて、組織のイメージアップにつながる良いことを挙げるということで、c) の留意点を踏まえていると判断される。
- 14) 生活科学科では化学物質の管理を施設とその確認等で徹底し、使用前後に試薬使用量のチェック等で紛失の防止を図っている。実験廃液についても管理票を交付し、適正に廃棄している (桐生短期大学：実験試薬の管理に関する作業手順書 (生活科学科環境管理手順書-4, 荒井勝己作成), 2004).
- 15) 「廃油」「生ゴミ」の処理については生活科学科で手順書を作成し、適正な管理のうえ処理し、また計量して測定値を学内で掲示している (前掲注7) 及び「生ゴミの管理・運用の手順書」(生活科学科環境管理手順書-3, 藤掛道子作成, 2005)。
- 16) 法律第四条 (国民、民間団体の責務) (環境法令研究会：環境六法 (平成18年度版) I：中央法規出版, 140, 2006.)。
- 17) 桐生短期大学：環境管理記録-6, 2006.